



韓国「口蹄疫」(続報)



1月7日に韓国・抱川市(ソウル近郊)で発生した口蹄疫の状況

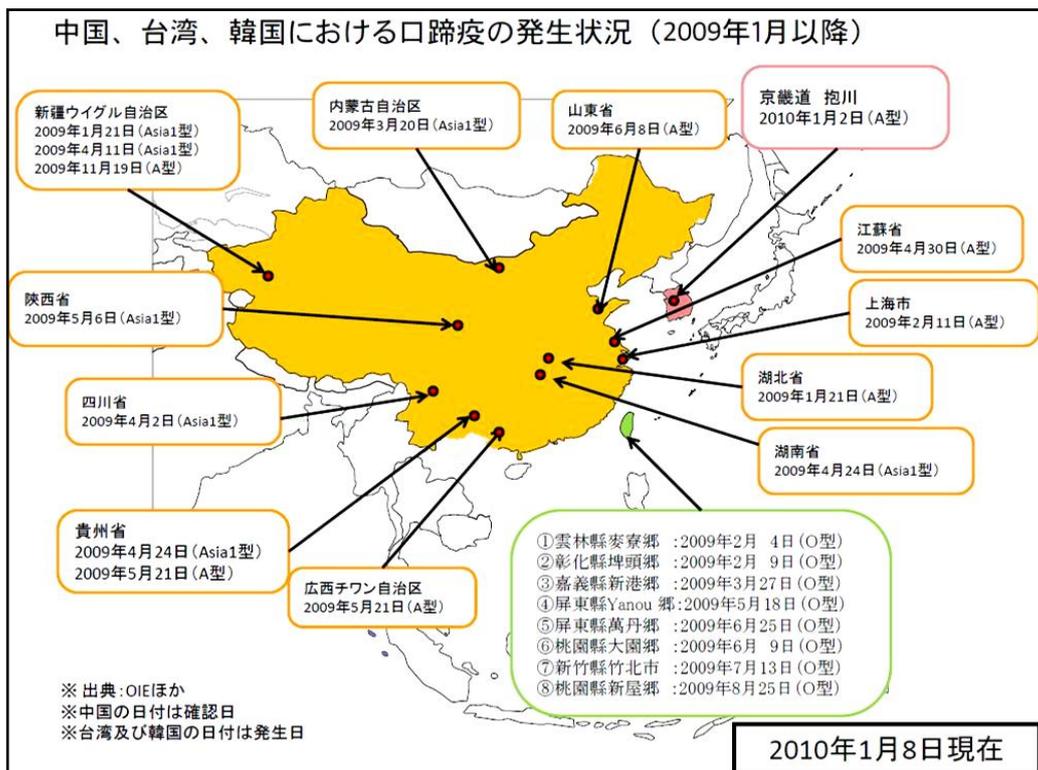
- 経過: 1月 2日 獣医師が酪農家(185頭飼育)にて疑わしい牛を発見・報告
 1月 7日 精密検査にて口蹄疫ウイルス確認(血清型A型)。
 半径500m以内の全ての偶蹄類の殺処分開始。
 1月12日 発生農場半径500m以内の殺処分(計324頭 牛、ヤギ、シカ)完了。
 疫学関連農場の予防的などう汰(2農場、計240頭)完了。

韓国における防疫措置:

- ・移動制限区域を設定し、監視活動を実施中。
- ・発生施設・農場の消毒。
- ・日本向けに輸出される関連製品への証明書発行の停止。
- ・韓国では口蹄疫ワクチン接種は禁止。

日本の対応:

- ・韓国からの偶蹄類の肉等及び稲わら等の輸入手続きを一時保留。(1月7日)
- ・動物検疫所において、韓国からの旅客に対する靴底消毒等の適切な検疫措置を徹底。(1月7日)
- ・都道府県及び国内関係者に対し、防疫対策を徹底するよう通知。(1月7日)



*** 飼育している家畜に異常がみられたら、担当の獣医師又は家畜保健衛生所まで、ご連絡ください。(口蹄疫の症状:裏面)**

飛騨家畜保健衛生所

高山市上岡本町7-468

TEL(0577)33-1111 FAX 32-9019

E-mail: c24508@pref.gifu.lg.jp